

只木ゼミ後期第6問検察反対尋問レジュメ

文責：3班

1. 弁護側が限定説を採る理由として、弁護レジュメ1頁28行目以下で、周囲の建造物に延焼することにより、不特定又は多数人の生命・身体・財産に対する危険が顕在化することを挙げているが、弁護側は、それ以外の経路で不特定又は多数人の生命・身体・財産に対して火力による危険がある場合にも「公共の危険」の発生が否定されるべきと考えるのか。

例えば、多数の乗客が乗車中のバスを燃やし、乗客が火傷を負ったり一酸化炭素中毒となる危険を生じさせた事例において、「公共の危険」の発生が否定されることになる。弁護側はこのことが妥当であると考えているか。

2. 弁護側は α 説及び甲説を採用し、「108条又は109条1項の建造物等に延焼する危険」(弁護レジュメ1頁24行目以下)の認識が必要であるとする。しかし、この認識が行為者に認められるのであれば、行為者には110条所定の物への放火を介して、間接的に108条、109条所定の建造物等へ放火するという故意が認められ、110条ではなく108条や109条が成立するのではないか。

以上